介護保険負担限度額認定要件等について

**介護保険負担限度額認定は、住民税非課税世帯の方が介護保険施設に入所・入院、または短期入所を利用された際の食費及び居住費（滞在費）を減額する制度です。**

○制度対象者と利用者負担段階

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者負担段階 | 主な対象者 | | 預貯金等基準額（注２） |
| 第１段階 | ・生活保護受給者  ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が住民税  非課税世帯である老齢福祉年金受給者 | | 1,000万円（2,000万円）以下 |
| 第２段階 | ・世帯全員が  住民税非課税 | 年金収入金額（非課税年金含む。以下同じ。）＋合計所得金額（注１）が80 万円以下 | 650万円（1,650 万円）以下 |
| 第３段階  ① | 年金収入金額＋合計所得金額（注１）が 80 万円超 ～120万円以下 | 550万円（1,550 万円）以下 |
| 第３段階  ② | 年金収入金額＋合計所得金額（注１）が 120 万円超 | 500万円（1,500 万円）以下 |

（注１）長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額および公的年金等にかかる雑所得を控除した金額となります。また、給与所得が含まれている場合は、給与所得金額から10万円を差し引いた金額となります。

（注２）（　）内は夫婦の場合における預貯金等の基準額です。

※65歳未満の方は、収入等に関係なく、預貯金等基準額は1,000万円（夫婦の場合は2,000万円）以下となります。

〇一日あたりの負担限度額

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者負担段階 | 食費 | 居住費（滞在費） | | | | | |
| 多床室  （特養等） | 多床室  （老健、療養等） | 従来型個室  （特養等） | 従来型個室  （老健、療養等） | ユニット型  個室的多床室 | ユニット型  個室 |
| 第１段階 | 300 円 | 0 円 | 0 円 | 320 円 | 490 円 | 490 円 | 820 円 |
| 第２段階 | 390 円  （600 円） | 370 円 | 370 円 | 420 円 | 490 円 | 490 円 | 820 円 |
| 第３段階① | 650 円  （1,000 円） | 370 円 | 370 円 | 820 円 | 1,310 円 | 1,310 円 | 1,310 円 |
| 第３段階② | 1,360 円  （1,300 円） | 370 円 | 370 円 | 820 円 | 1,310 円 | 1,310 円 | 1,310 円 |

※短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額。